

(資料5)

きよみ野地区親睦活動推進専門委員会規約

(適用)

第1条 本規約は、きよみ野東自治会（自治会規約第6章第24条）並びにきよみ野西自治会（自治会規約第6章第26条）の専門委員会として設置された「きよみ野地区親睦活動推進専門委員会」の活動に対して適用する。

(設立の目的)

第2条 本委員会は、きよみ野地区の親睦を目的としたきよみ野東自治会及びきよみ野西自治会（以下「東西自治会」）合同で継続的に開催する活動（以下「合同親睦活動」）に対し、継続的・発展的な活動を実施するための企画立案、および、活動実行時の円滑な運営を支援することを目的に設立する。

(構成)

第3条 本委員会は、単年度単位に構成される合同親睦活動実行委員会の上位組織として位置付ける。

- 2 本委員会は、東西自治会の会員であり、かつ、過去の東西自治会役員経験者、過去の合同親睦活動実行委員会役員経験者、および、当年度の合同親睦活動実行委員会から選出された委員に加え、各自治会の役員会による推薦者によって構成される。なお、当年度の合同親睦活動委員会より選出される委員は、東西自治会より同名程度ずつ選出されるものとする。

(役員及び任期)

第4条 本委員会は、次に掲げる役員を置きその任務を執行する。

役職	人員	役割
代表幹事	1～2名	本委員会を代表して会務を統括する
幹事	数名	代表幹事を補佐し第5条に定める活動を遂行する。
会計	数名	委員会の金銭管理を担当する。
連絡係	数名	各合同親睦活動委員会、東西自治会への連絡・調整を行う。
一般委員	数名	各合同親睦活動実行時の円滑な運営を支援する。

- 2 代表幹事は、第3条2項の委員により選任する。

- 3 連絡係は、当年度の各合同親睦活動実行委員会および東西自治会より各1名を推薦し、各委員の承認を得て就任する。なお、合同親睦活動委員会および東西自治会の兼任者の就任も可能とする。

- 4 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(活動)

第5条 本委員会は、第2条に定める目的を達成するために各組織の連携・協調を図り、次に掲げる活動を計画実施する。

- (1) きよみ野地区の親睦促進に関する啓蒙活動の企画立案。
- (2) 合同親睦活動委員会への企画説明および、当年度の合同親睦活動委員会による実施内容の決定支援。
- (3) 合同親睦活動委員会による活動に関する支援、および、活動後の活動成果の確認。
- (4) その他第2条に定める目的を達成するために必要とされる活動。

(委員会の開催)

第6条 本委員会は、原則として年度始め、年度の中間、年度末に開催する。但し、代表幹事が必要と認めた場合又は各委員より開催の要請があった場合には適宜招集することができる。

(経費の処理)

第7条 本委員会の活動に必要な基本経費については、きよみ野東自治会の定める自治会内の団体・活動への助成金に関する細則並びにきよみ野西自治会の定める専門委員会の運営及び助成金に関する細則をもって処理する。

- 2 合同親睦活動の運営に必要な経費は、本委員会の経費には含めず、各合同親睦活動実行委員会の経費として処理する。
- 3 本委員会の活動費は、年度初めに東西自治会より受領し、会計報告書を2月末までに東西自治会に提出するものとする。

(規約の改廃)

第8条 本規約の改廃にあたっては、第3条によって選出された委員の過半数の賛成を得た後、その案を東西自治会の役員会に提出し、その承認を得て改廃できるものとする。

付則

本規約の制定・改定履歴

- (1) 2020年 3月 1日制定